

すでにIDを取得している方へ

1. 製造所固有記号の届出

製造所固有記号の届出には、製造所固有記号届出データベースを利用して行う必要があります。

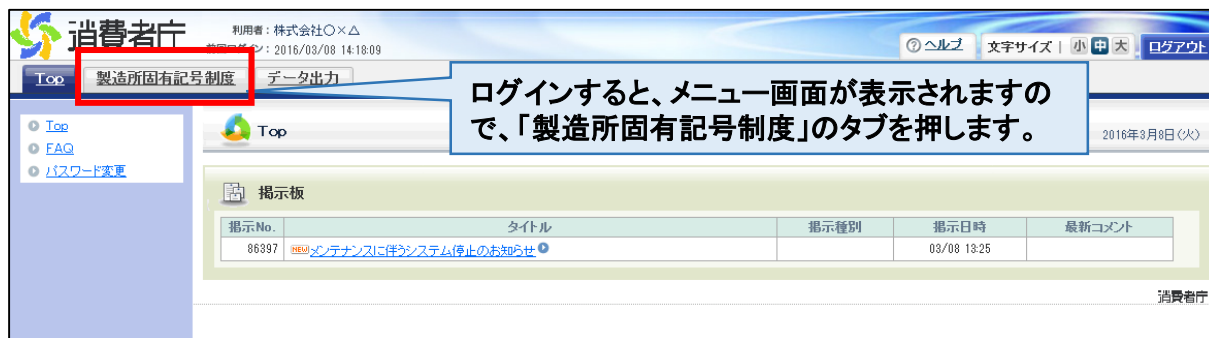
(1) ログイン

使用するブラウザから下記URLにアクセス。ID・PWを使用してログイン。

https://www.fld.caa.go.jp/certification/login_ini.do?login=KOYUU



(2) メニュー画面

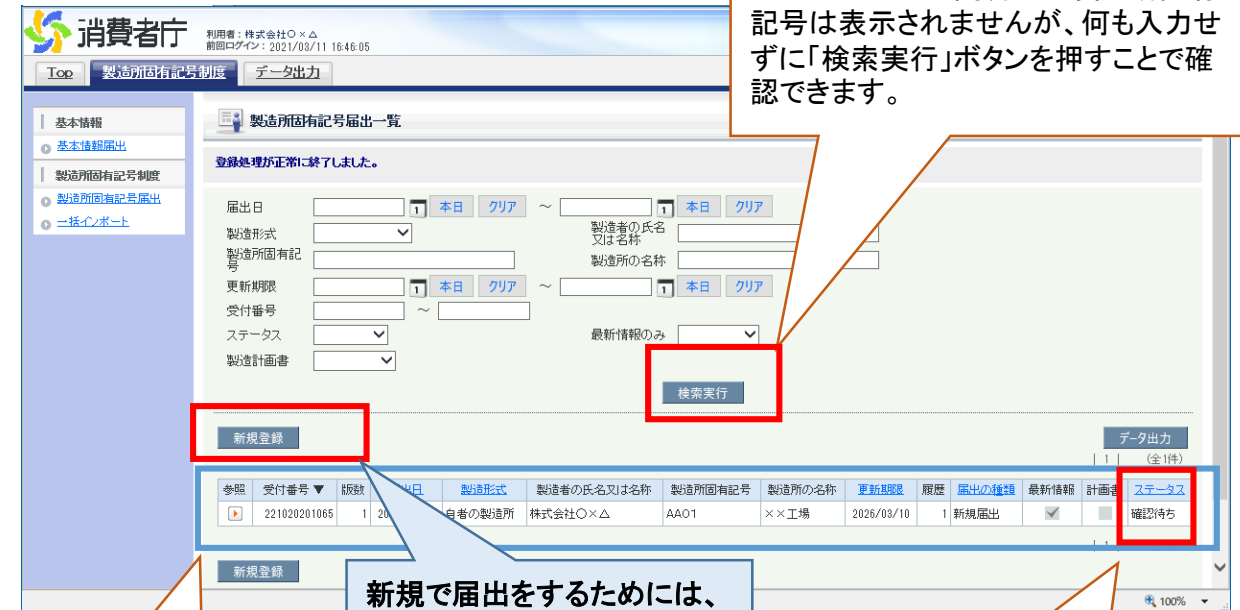


【重要:必ずお読みください】

ID、パスワードの管理を徹底してください！

ID、パスワードは、製造所固有記号を使用した商品を販売する限り、長く使うものです。また、1社につき取得できるIDは1つですので、届出担当者において厳重な管理をお願いいたします。

(3) 製造所固有記号届出一覧画面



ステータスで届出状況の確認ができます。
作成中：届出情報が未送信の状態
確認待ち：消費者庁による確認中
差戻し：入力内容に不備などによる差戻し中
公開済み：受付が完了し、記号が使用できる状態
(消費者庁のウェブサイトを検索可能)

(4)届出情報の入力と送信

①届出の画面に必要事項を入力します。

②届出をするときは、「送信」ボタンを押します。

③その後、仮受付完了メールが送信されます。

「他社の製造所」を選択した場合、記入が必要です。製造者の「氏名又は名称」及び「住所又は所在地」は法人登記のとおり入力します(法人の場合)。また、製造者と製造所は同一の法人の情報を入力します。

製造所固有記号は全角で入力します。
 ※使用できる文字: アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名はこれらの組合せ。
 ※「-」、「・」、「.」、「_」などの記号は使用できません。
 ※文字数: 10文字以内。
 ※「+」は入力できません。

製造計画書の添付が必要な場合は登録。

送信前に確認してください！

- 2か所以上での製造が確定している場合、製造所ごとに届出が必要です。
- 製造形式に誤りはありませんか？
- 製造者の「氏名又は名称」及び「住所又は所在地」は法人登記のとおり記載されていますか？
- 製造所固有記号は全角で入力されていますか？「+」を入力していませんか？

(5) 受付完了

送信された内容を消費者庁担当者が確認します。確認には、2~3週間程度を要します。送信された内容に不備がない場合、受付完了のメールが送信されます。当該メールが送信された日から製造所固有記号を使用することができます。

内容に不備があった場合、データベースにログインし、「製造所固有記号届一覧」画面からステータスが「差戻し」の届出情報にアクセスし、差戻しコメントを確認してください。編集ボタンを押して、届出情報の修正をし、再度送信します。

2. 変更届、廃止届

変更届により変更可能な事項は以下のとおりです。製造所の所在地等を変更する場合、当該製造所固有記号の**廃止の届出**を行い、廃止した製造所固有記号と異なる製造所固有記号により、**新たに届出**を行う必要があります。

	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は名称	住所又は所在地	名称	所在地	氏名又は名称	住所又は所在地
自社製造	○	○	○	×	/	
他社製造	×	○	○	×	○	○

廃止の届出は行ったと同時に手続きが完了しますので、操作誤りに注意してください。また、一度廃止した記号は、使用できなくなります。